

吾妻山、安達太良山、磐梯山火山防災協議会規約一部改正の概要

令和 3 年 9 月 8 日

福島県災害対策課

1 避難勧告・避難指示の一本化に伴う記載変更

○令和 3 年 5 月 20 日付で、災害対策基本法の一部を改正する法律が施行され、「避難勧告」と「避難指示（緊急）」が「避難指示」に一本化された。

→避難勧告の記載を廃止。（規約第 2 条第 9 号）

2 火山専門家の委嘱

○令和 3 年 6 月 7 日付で、国立研究開発法人防災科学技術研究所の南海トラフ海底地震津波観測網整備推進本部（兼）火山防災研究部門調査役である棚田俊收氏を、吾妻山、安達太良山、磐梯山火山防災協議会委員に委嘱した。

→吾妻山、安達太良山、磐梯山火山防災協議会規約別表 1 の火山専門家に追加。

吾妻山・安達太良山・磐梯山 火山防災協議会規約 新旧対照表 【3山共通部分】

【令和3年 月 日時点】

箇所	新（改正後）	旧（現行）
第2条	<p>（協議事項）</p> <p>第2条 協議会における協議事項は次の各号のとおりとする。</p> <p>（略）</p> <p>（9）警戒区域の設定や避難指示等の発令等の防災対応に関する検討及び関係市町村への技術的助言に関する事項</p> <p>（略）</p>	<p>（協議事項）</p> <p>第2条 協議会における協議事項は次の各号のとおりとする。</p> <p>（略）</p> <p>（9）警戒区域の設定や避難勧告・指示等の発令等の防災対応に関する検討及び関係市町村への技術的助言に関する事項</p> <p>（略）</p>
附則	<p>（略）</p> <p>附則</p> <p>この規約は、令和3年4月1日から施行する。</p> <p><u>附則</u></p> <p>この規約は、令和3年 月 日から施行する。</p>	<p>（略）</p> <p>附則</p> <p>この規約は、令和3年4月1日から施行する。</p>

吾妻山・安達太良山・磐梯山 火山防災協議会規約 別表1 新旧対照表 【3山共通部分】

【令和3年 月 日時点】

箇所	新（改正後）				旧（現行）			
別表1		区分 (法第4条第2項中 該当する号)	氏名	備考		区分 (法第4条第2項中 該当する号)	氏名	備考
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	5	火山専門家(第7号)	東京農工大学名誉教授 石川 芳治		5	火山専門家(第7号)	東京農工大学名誉教授 石川 芳治	
	<u>6</u>	<u>火山専門家(第7号)</u>	<u>国立研究開発法人 防災科学技術研究所</u> <u>棚田 俊收</u>					

吾妻山火山防災協議会委員

別表 1

	区分 (法第4条第2項中 該当する号)	氏名	備考
1	火山専門家 (第7号)	東北大学大学院理学研究科 教授 三浦 哲	
2		福島大学共生システム理工学類 教授 長橋 良隆	
3		茨城大学名誉教授 藤縄 明彦	
4		磐梯山噴火記念館 館長 佐藤 公	
5		東京農工大学名誉教授 石川 芳治	
6		国立研究開発法人防災科学技術研究所 棚田 俊收	

別表 2

	区分 (法第4条第2項中 該当する号)	職名	備考
1	都道府県 (第1号)	福島県知事	会長
2		山形県知事	
3	市町村 (第1号)	福島市長	副会長
4		猪苗代町長	
5		米沢市長	
6	地方気象台等 (第2号)	仙台管区気象台長	
7		福島地方気象台長	
8		山形地方気象台長	
9	地方整備局 (第3号)	東北地方整備局長	
10	陸上自衛隊 (第4号)	陸上自衛隊第44普通科連隊長	
11	警察 (第5号)	福島県警察本部長	
12		山形県警察本部長	
13	消防 (第6号)	福島市消防本部消防長	
14		会津若松地方広域市町村圏整備組合消防長	
15		喜多方地方広域市町村圏組合消防長	
16		置賜広域行政事務組合消防長	
17	その他 (第8号)	北塩原村長	
18		(一社) 福島市観光コンベンション協会会長	
19		(一社) 猪苗代観光協会会長	
20		裏磐梯観光協会会長	
21		(一社) 米沢観光コンベンション協会会長	
22		(公社) 福島県バス協会会長	
23		福島県危機管理部長	副会長
24		福島県生活環境部長	
25		福島県商工労働部観光交流局長	
26		福島県土木部長	
27		国土地理院 東北地方測量部長	
28		環境省裏磐梯自然保護官事務所 国立公園管理官	
29		福島森林管理署長	
30	置賜森林管理署長		

安達太良山火山防災協議会委員

別表 1

	区分 (法第4条第2項中 該当する号)	氏名	備考
1	火山専門家 (第7号)	東北大学大学院理学研究科 教授 三浦 哲	
2		福島大学共生システム理工学類 教授 長橋 良隆	
3		茨城大学名誉教授 藤縄 明彦	
4		磐梯山噴火記念館 館長 佐藤 公	
5		東京農工大学名誉教授 石川 芳治	
6		国立研究開発法人防災科学技術研究所 棚田 俊收	

別表 2

	区分 (法第4条第2項中 該当する号)	職名	備考
1	都道府県 (第1号)	福島県知事	会長
2	市町村 (第1号)	福島市長	
3		郡山市長	
4		二本松市長	副会長
5		本宮市長	
6		大玉村長	
7		猪苗代町長	
8		地方气象台等 (第2号)	仙台管区气象台長
9	福島地方气象台長		
10	地方整備局 (第3号)	東北地方整備局長	
11	陸上自衛隊 (第4号)	陸上自衛隊第44普通科連隊長	
12	警察 (第5号)	福島県警察本部長	
13	消防 (第6号)	福島市消防本部消防長	
14		安達地方広域行政組合消防長	
15		郡山地方広域消防組合消防本部消防長	
16		会津若松地方広域市町村圏整備組合消防長	
17	その他 (第8号)	(公財) 福島県観光物産交流協会理事長	
18		(一社) 福島市観光コンベンション協会会長	
19		(一社) 郡山市観光協会会長	
20		二本松市観光連盟会長	
21		(一社) 岳温泉観光協会代表理事	
22		本宮市観光物産協会会長	
23		大玉村観光協会会長	
24		(一社) 猪苗代観光協会会長	
25		(公社) 福島県バス協会会長	
26		福島県危機管理部長	副会長
27		福島県生活環境部長	
28		福島県商工労働部観光交流局長	
29		福島県土木部長	
30		国土地理院 東北地方測量部長	
31		環境省裏磐梯自然保護官事務所 国立公園管理官	
32	福島森林管理署長		

磐梯山火山防災協議会委員

別表 1

	区分 (法第4条第2項中 該当する号)	氏名	備考
1	火山専門家 (第7号)	東北大学大学院理学研究科 教授 三浦 哲	
2		福島大学共生システム理工学類 教授 長橋 良隆	
3		茨城大学名誉教授 藤縄 明彦	
4		磐梯山噴火記念館 館長 佐藤 公	
5		東京農工大学名誉教授 石川 芳治	
6		国立研究開発法人防災科学技術研究所 棚田 俊收	

別表 2

	区分 (法第4条第2項中 該当する号)	職名	備考
1	都道府県 (第1号)	福島県知事	会長
2	市町村 (第1号)	会津若松市長	
3		喜多方市長	
4		北塩原村長	
5		磐梯町長	
6		猪苗代町長	副会長
7		会津坂下町長	
8		湯川村長	
9		地方气象台等 (第2号)	仙台管区气象台長
10	福島地方气象台長		
11	地方整備局 (第3号)	東北地方整備局長	
12		北陸地方整備局長	
13	陸上自衛隊 (第4号)	陸上自衛隊第44普通科連隊長	
14	警察 (第5号)	福島県警察本部長	
15	消防 (第6号)	郡山地方広域消防組合消防本部消防長	
16		会津若松地方広域市町村圏整備組合消防長	
17		喜多方地方広域市町村圏組合消防長	
18	その他 (第8号)	郡山市長	
19		裏磐梯観光協会長	
20		(一社) 猪苗代観光協会長	
21		(公社) 福島県バス協会長	
22		福島県危機管理部長	副会長
23		福島県生活環境部長	
24		福島県商工労働部観光交流局長	
25		福島県土木部長	
26		国土地理院 東北地方測量部長	
27		環境省裏磐梯自然保護官事務所 国立公園管理官	
28		会津森林管理署長	